

新築住宅 性能評価 申請料金 (平成19年12月17日制定)

【住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)】

1. 設計住宅

延べ床面積 (㎡) (選定方法については別途打合わせ)	料 金(円)	
	戸建て住宅(併用含む)	共同住宅等
～200㎡以内	30,000	25,000 + M × 7,000
200㎡超～1,000㎡以内	50,000	45,000 + M × 7,000
1,000㎡超～2,000㎡以内		55,000 + M × 6,000
2,000㎡超～3,000㎡以内		60,000 + M × 5,000
3,000㎡超～4,000㎡以内		70,000 + M × 5,000
4,000㎡超～5,000㎡以内		85,000 + M × 5,000
5,000㎡超～10,000㎡以内		170,000 + M × 5,000
10,000㎡以上		350,000 + M × 5,000

(M : 評価を行う住戸数)

2. 建設住宅

延べ床面積 (㎡) (選定方法については別途打合わせ)	料 金(円)	
	戸建て住宅(併用含む)	共同住宅等
～200㎡以内	80,000	N × 25,000 + M × 10,000
200㎡超～1,000㎡以内	102,000	N × 35,000 + M × 10,000
1,000㎡超～2,000㎡以内		N × 45,000 + M × 9,000
2,000㎡超～3,000㎡以内		N × 60,000 + M × 9,000
3,000㎡超～4,000㎡以内		N × 70,000 + M × 8,000
4,000㎡超～5,000㎡以内		N × 90,000 + M × 8,000
5,000㎡超～10,000㎡以内		N × 120,000 + M × 8,000
10,000㎡以上		N × 140,000 + M × 8,000

(N : 検査を行う回数、 M : 評価を行う住戸数)

(室内空気中の化学物質の濃度の評価には、 ¥ 50,000円、但しホルムアルデヒドのみ評価の場合には ¥ 30,000円 が別途必要です。)

3. 負担金

上記の他に、建設住宅申請時の料金とは別に「指定住宅紛争処理機関」への負担金 4,000 円 / 戸が必要です。

4 . 申請料金の算定方法

- (注) 1 上記の設計住宅及び建設住宅の申請料金の算定基礎となる床面積は、住宅部分の床面積とします。
住宅以外の用途に供する部分については、その面積の 1 / 2 を、共同住宅等で評価対象外の住戸の面積の 1 / 2 をそれぞれ減じます。
- (注) 2 建設評価の料金に限り、建築基準法に基づく確認の検査と同時に当センターに申請をされる場合は、当該建設評価の料金を 10 % 減じます。
- (注) 3 住宅型式認定住宅等については、設計評価料金を 20 %、建設評価料金を 10 % 減額する。
- (注) 4 設計住宅及び建設住宅の評価の変更申請の料金は、上記各項を準用します。
但し、当センターで評価を行ったものにつきましては、当該申請料金の算定用床面積を 1 / 2 とみなします。

5 . その他

評価書の再交付は、評価内容に変更がなく、交付後 2 年以内に限ります。
なお、その再交付料金は、1 件当たり ¥ 5 , 0 0 0 円と致します。

上記金額には消費税が別途掛かります。